

# 全労連女性部ニュース NO437 2013年3月25日

発行 全労連女性部 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

## 労働政策審議会第125回雇用均等分科会

# 均等法見直し議論論点一巡

3月13日 労働政策審議会第125回雇用均等分科会が行われ、男女雇用機会均等法の見直しについて「法の履行確保」とこれまでの論点議論の中で漏れがあった点について審議されました。

発言の多くは、労働者側委員からの問題提起によるやり取りに終始し、労働者側委員からは賃金格差が是正されない問題意識から「賃金格差は雇用管理区分の結果である」「法律の基本方針を定めた4条2一二項があるが、『待遇』に賃金が含まれていない。賃金に関する項目を新たに設け、賃金格差是正を基本方針に入れることが必要」「現行は雇用管理区分内ではしか差別是正ができないことが問題であり処遇格差の原因となっている。指針の雇用管理区分を削除すべき」「雇用管理区分にもとづく不合理な格差是正は労働契約法にも明記されている」「賃金格差のデータはパートなど非正規を除いている。企業でデータを取ることが重要だ」「28条調査研究に、職務評価を入れることが重要。処方の開発が急がれる。ILOからも指摘されているところだ。具体化のために予算を確保して早急に着手してもらいたい」との意見が出されました。

これに対して使用者側委員は「賃金の差別禁止は、労働基準法4条に明記されており、均等法に入れるのは適当ではない」「雇用管理区分は人材活用を含むので外せない」「労働契約法は有期労働に対応するもので、均等法の雇用管理区分とは違う」とのべ、あくまで、労働者を差別・選別することが当然のような発言を行っています。

また、公益委員の佐藤氏も「賃金格差の原因として地域、職種もあるはず」「雇用管理区分が男女差別につながるというのがコース別雇用がすべてダメなのか？管理職とそうでないものの区分は必要であるはず」など使用者側委員の主張を補てんするような意見も出されました。

2条の基本理念について労働者側より「性別役割分業が意識はいまだに強い。仕事と家庭が両立できるはたらき方を男女双方に保障できる環境が求められる。理念に『仕事と生活の調和』を挿入すべき」「育児・介護休業を利用するのは女性が圧倒的多数。障害差別禁止法にある合理的配慮義務を入れるべき」「はたらきながら妊娠出産することは、困難が付きまとう。男性が育児休暇を取るとキャリアが下がるなど、男性にとっても不利益がある。妊娠出産がリスクにならない配慮が必要だ」との意見が出されるも、使用者側は、「育児介護休業法を利用することで十分であり、均等法には不要」と述べ、「合理的配慮義務は各企業内で分析して対応することが適当」と公益委員の山川氏も述べるにとどまりました。

間接差別についても労働者委員から省令での限定列举をやめ、研究会で提示された7項目を例示（男女雇用機会均等政策研究会HP参照）すべきと意見が表明されました。

今回の分科会で当初設定した論点が一巡し、今後の均等法の見直し議論の展開は、次回にこれまで出

された意見のまとめが行われることが予測されます。労働側委員は、法律の条文改正を求める発言を行っていますが、使用者側委員、公益委員の発言では、原稿法の履行確保、省令指針ぐらゐの改定にとどめたい趣旨の発言が繰り返されています。こうした議論の中で出される資料は、雇用均等室の事例にもとづくものがほとんどであり、女性労働者の実態を反映しきれない不十分な資料に基づき行われていることも問題です。特に賃金格差・間接差別、女性に家族的な責任が多くかかってくるために、「自ら選んだ形」に見せかけられる差別など巧妙に隠される差別の実態は反映されにくいものとなっています。雇用の場の男女平等に帰するためには、厚生労働省も実態をつぶさに調べて議論の土俵に乗せることも求められるはずです。

そのためにも、多くの声を届けることが求められます。現在女性部で春闘時期に提起している職場の実態チェック、仕事と生活を両立させる権利の行使、正規、非正規の交流などと合わせて、均等法の学習と個人請願署名をひろげることが重要です。

男女雇用機会均等法条文↓

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/20000401-29.pdf>

男女雇用機会均等政策研究会 04年6月↓

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/06/h0622-1.html>

# パート労働法と均等法の実効ある改正を求める 学習決起集会

実効ある改正が求められているパート労働法と男女雇用機会均等法。「パート労働法の国会提出は?」「財界は審議会で均等法改正は必要ないと言っているが…」—2つの法律がどうなっていくのか情勢を学び、実効ある早期改正にむけた運動を進めていくことが重要になっています。多くのみなさんのご参加を呼びかけます。

**日時** 3月28日(木) 18時30分～

**場所** 全労連会館2階ホール JR・地下鉄丸の内線「御茶ノ水駅」下車10分

**講演** 働き方が生む女性・非正規の貧困

～パート労働法・均等法の立て直し方

**竹講師**：竹信三恵子さん（和光大学教授・元朝日新聞記者）